

信徒共同代表者
松原 和仁 殿
梶原 友広 殿
雲野 士朗 殿

公開質問状へのご回答

4月19日付の公開質問状について、開示義務のない事柄、裁判に係わる事柄については、お答えを控えさせていただきます。

(1) ドイツ銀行債券については、受取利息がマイナスになる条項はありません。資産運用規定に従ってその都度最善の運用をしております。

(2) 資産運用規定は2017年度に第4条2項がAA格以上からA格以上に改定されていますので、運用規定の許容するところとなっています。

(3) 繰り返しますが、開示義務はありませんので、お答えできません。第3号基本金は日常の学校運営に資するために運用されています。なお「献金者は使途目的限定の基金の使われ方を知る権利があります」とありますが、信徒共同代表者の方々のお名前を第3号基本金献金者リストの中に見出すことはできませんでした。

(4) 当時の学長は既に逝去しており、ご本人の意向を伺い知ることはできません。なお第3号基本金運用における経理上の数値を申し添えれば、2016年度に国債の売却益が12,800万円出ております。また2017年度に購入したドイツ銀行債券の利子は年間1,830万円得られていますので、今年度を含めれば5年間で9,150万円が見込まれています。さらに償還時には9,000万円が売却益となって戻ってることが見込まれています。

(5) 繰り返しますが、裁判中なのでコメントすることはできません。

(6) 私学助成金は、専任教員及び学生の経費に係わる増減率算定表にある20項目ほどの計算式に従って厳密に計算されたものであり、それ以外の要素は含まれていません。減額の主たる理由は学生数の減少に由来するものと思われま

以上です。

なおこれ以上同じことを繰り返しお答えすることは、大学の日常業務に差し支えることとなりますので、これをもって最終回答とさせていただきます。

2022年5月26日

〒181-0015

東京都三鷹市大沢 3-10-30
学校法人 東京神学大学

理事長 近藤 勝彦

学 長 芳賀 力

